

平成18年6月1日

農薬専門調査会の運営について

1. 経 緯

ポジティブリスト制度の導入に伴い、厚生労働省は食品安全委員会に対して、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価を依頼する予定となっている。これらの依頼を受け、農薬専門調査会は、多数の農薬の食品健康影響評価を実施する必要がある。

評価作業を円滑に実施するため、農薬専門調査会では、専門委員の大幅な増員を図るとともに、慎重かつ迅速な評価を実施する体制を構築するため、その運営体制について検討を行った。

2. 検討結果

4月26日に開催された第43回農薬専門調査会において、「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」がおおむね了承され、調査会における意見等を踏まえた座長修正案が作成された。修正案に対しては、各専門委員の了解を得て、別紙1のとおり決定された。

本決定に基づき、農薬専門調査会に、幹事会、総合評価部会及び確認評価部会が設置され、別紙2のとおり評価体制が構築されたところである。

今後は、この評価体制に基づき、厚生労働省等リスク管理機関からの依頼に応じて食品健康影響評価を実施する。

3. 運営体制に関する事項の概要

- ・ 農薬専門調査会に、幹事会、総合評価部会及び確認評価部会を設置する。
- ・ 幹事会は、農薬専門調査会及び各部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。
- ・ 各部会は、幹事会が指定する事項について調査審議する。
- ・ 幹事会は、各部会が調査審議した結果について調査審議する。
- ・ 農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (平成18年5月30日農薬専門調査会決定)

(総則)

第1条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会の設置)

第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、農薬専門調査会及び部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(総合評価部会の設置)

第3条 農薬専門調査会に総合評価第一部会及び総合評価第二部会(以下「総合評価部会」と総称する。)を置く。

2 総合評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価(第4条第1項の確認評価部会において調査審議するものを除く。)について調査審議するほか、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 総合評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 総合評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 総合評価部会の座長は、当該総合評価部会の事務を掌理する。

6 総合評価部会の座長に事故があるときは、当該総合評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 原則として、総合評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、総合評価部会の座長は、必要により、当該総合評価部会に属さない専門委員に対し、当該総合評価部会に出席を求めることができる。

(確認評価部会の設置)

第4条 農薬専門調査会に確認評価第一部会、確認評価第二部会及び確認評価第三部会(以下「確認評価部会」と総称する。)を置く。

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。

- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、確認評価部会の座長は、必要により、当該確認評価部会に属さない専門委員に対し、当該確認評価部会に出席を求めることができる。

(雑則)

- 第5条 幹事会、総合評価部会及び確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。

農薬専門調査会の評価体制

○ 幹事会

うえじ まさこ
上路 雅子

(独)農業環境技術研究所理事

おおさわ かんじゅ
大澤 貫寿

東京農業大学長

おざわ しょうご
小澤 正吾

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
薬理部第三室長

さえぐさ じゅんぞう
三枝 順三

(独)労働安全衛生総合研究所産業医学総合研究所
人間工学・リスク管理グループ首席研究員

◎ すずき かつし
鈴木 勝士

日本獣医生命科学大学獣医学部教授

はやし まこと
林 真

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
変異遺伝部長

ひろせ まさお
廣瀬 雅雄

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
病理部長

やない とくま
柳井 徳磨

岐阜大学応用生物科学部助教授

やまて じょうじ
山手 丈至

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科助教授

よしだ みどり
吉田 緑

(独)放射線医学総合研究所放射線防護研究センター
発達期被ばく影響研究グループ研究員

○ 総合評価第一部会

あかいけ あきのり
赤池 昭紀

京都大学大学院薬学研究科教授

うえじ まさこ
上路 雅子

(独)農業環境技術研究所理事

こばやし ひろこ
小林 裕子

(社)日本植物防疫協会研究所技術顧問

◎ すずき かつし
鈴木 勝士

日本獣医生命科学大学獣医学部教授

たかぎ あつや
高木 篤也

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
毒性部第三室長

つだ ひろゆき
津田 洋幸

名古屋市立大学大学院医学研究科教授

ながお てつじ
長尾 哲二

近畿大学理工学部生命科学科教授

はやし まこと
林 真

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
変異遺伝部長

ひらつか あきら
平塚 明

東京薬科大学薬学部教授

○ 総合評価第二部会

いしい やすお
石井 康雄

東京農業大学客員教授 兼
(財)日本植物調節剤研究協会技術顧問

え ま まこと
江馬 真

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
総合評価研究室長

おおさわ かんじゅ
大澤 貫寿

東京農業大学長

おおた としひろ
太田 敏博

東京薬科大学生命科学部助教授

◎ おざわ しょうご
小澤 正吾

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
薬理部第三室長

つだ しゅうじ
津田 修治

岩手大学農学部教授

でがわ まさくに
出川 雅邦

静岡県立大学薬学部教授

ひろせ まさお
廣瀬 雅雄

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
病理部長

よしだ みどり
吉田 緑

(独)放射線医学総合研究所放射線防護研究センター
発達期被ばく影響研究グループ研究員

○ 確認評価第一部会

うすい けんじ
臼井 健二

元筑波大学大学院生命環境科学研究科教授

おおたに ひろき
大谷 浩

島根大学医学部副学部長

◎ さえくさ じゅんぞう
三枝 順三

(独)労働安全衛生総合研究所産業医学総合研究所
人間工学・リスク管理グループ首席研究員

ささき ゆう
佐々木 有

八戸工業高等専門学校物質工学科教授

たまい いくみ 玉井 郁巳	東京理科大学薬学部教授
なかざわ けんいち 中澤 憲一	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 薬理部長
まつもと きよし 松本 清司	信州大学医学部助教授

○ 確認評価第二部会

いづみ けいすけ 泉 啓介	徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部教授
たむら ひろと 田村 廣人	名城大学農学部教授
なや まさと 納屋 聖人	(独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター 主任研究員
ぬのしば たつお 布柴 達男	東北大学大学院生命科学研究科助教授
ねぎし とも恵 根岸 友恵	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科助教授
ほそかわ まさきよ 細川 正清	千葉科学大学薬学部教授
◎ やまて じょうじ 山手 丈至	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科助教授

○ 確認評価第三部会

なるせ いちろう 成瀬 一郎	鳥取大学医学部教授
ふじもと なりあき 藤本 成明	広島大学原爆放射線医科学研究所助教授
◎ やない とくま 柳井 徳磨	岐阜大学応用生物科学部助教授
やまさき ひろし 山崎 浩史	昭和薬科大学薬物動態学教授
よづ やすひろ 與語 靖洋	(独)農業環境技術研究所有機化学物質研究領域長
ねぐり しのぶ 若栗 忍	(財)食品薬品安全センター秦野研究所研究員補

◎座長

※ 五十音順、敬称略

ポジティブリスト制度の導入に係る農薬専門調査会の評価体制について

幹事会 (10人)

農薬専門調査会座長 (◎)、各部会座長 (○)
農薬専門調査会座長が指名する専門委員 (☆)

総合評価部会による
審議結果を幹事会に報告

確認評価部会による
審議結果を幹事会に報告

総合評価第1部会 (9名)

◎○鈴木 勝士 (座長)
(日獣生科大教授・生殖)
平塚 明
(東京薬科大教授・動物代謝)
☆上路 雅子
(農環研理事・植物代謝)
小林 裕子
(日植防研技術顧問・残留)
長尾 哲二
(近大教授・生殖)
津田 洋幸
(名古屋市立大教授・毒性)
高木 篤也
(国衛研室長・毒性)
赤池 昭紀
(京大教授・神経毒性)
☆林 真
(国衛研部長・遺伝毒性)

総合評価第2部会 (9名)

○小澤 正吾 (座長)
(国衛研室長・動物代謝)
☆廣瀬 雅雄
(国衛研部長・毒性)
出川 雅邦
(静岡県大教授・動物代謝)
☆大澤 貢寿
(東農大学長・残留)
石井 康雄
(植調研技術顧問・植物代謝)
江馬 眞
(国衛研室長・生殖)
津田 修治
(岩手大教授・毒性)
☆吉田 緑
(放医総研研究員・毒性)
太田 敏博
(東京薬科大助教授・遺伝毒性)

確認評価第1部会 (7名)

○三枝 順三 (座長)
(安衛研首席研究員・毒性)
玉井 郁巳
(東京理大教授・動物代謝)
臼井 健二
(元筑波大教授・植物代謝)
大谷 浩
(島根大副学部長・生殖)
松本 清司
(信州大助教授・毒性)
中澤 憲一
(国衛研部長・神経毒性)
佐々木 有
(八戸高専教授・遺伝毒性)

確認評価第2部会 (7名)

○山手 丈至 (座長)
(大阪府大助教授・毒性)
細川 正清
(千葉科学大教授・動物代謝)
田村 廣人
(名城大教授・植物代謝)
納屋 聖人
(産総研主任研究員・生殖)
泉 啓介
(徳島大教授・毒性)
布柴 達男
(東北大助教授・遺伝毒性)
根岸 友恵
(岡山大助教授・遺伝毒性)

確認評価第3部会 (6名)

○柳井 徳磨 (座長)
(岐阜大助教授・毒性)
山崎 浩史
(昭和薬科大教授・動物代謝)
與語 靖洋
(農環研領域長・植物代謝)
藤本 成明
(広島大助教授・毒性)
成瀬 一郎
(鳥取大教授・生殖)
若栗 忍
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

◎：農薬専門調査会の座長、○：各部会の座長

☆：農薬専門調査会座長が指名する専門委員

当面の間、確認評価部会座長は、総合評価部会に属する専門委員の出席を求める。